平成２７年（フ）第５３８号
北九州市小倉北区若富士町５番18―602号
債務者　平川　　田
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２００号
青森市妙見２丁目６－７　コーポ伊藤101
河原明子方、住民票上の住所青森市大字三内字丸山17番地57　カリーナM201号
債務者　渡辺　政廣
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
青森県むつ市赤川町５番24号　工藤貸家
債務者　工藤　由果
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
大分県佐伯市長島町２丁目１番24号レオネクストエストレリータⅡ202号
債務者　福島　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
大分県佐伯市若宮町１番62号　臼井住宅１号
債務者　小林　栄治
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１５３５号
札幌市南区藤野１条７丁目４番10号
債務者　工藤　翠
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５５号
札幌市西区西野８条４丁目１番６号
債務者　山根　幹広
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６１号
札幌市清田区清田１条４丁目３番74―103号
債務者　林　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６６号
札幌市白石区南郷通２丁目北３番11号　コーポラス安原205号
債務者　岡本　まり（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８０号
札幌市西区西野１条３丁目４番１―210号
債務者　長野　達也
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８６号
札幌市北区新琴似２条３丁目１番17号
債務者　荒山　幸廣
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２０号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目３番18号　カームセゾン月寒101号
債務者　丸山ななえ
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２６号
群馬県前橋市富士見町原之郷852番地１　クリスタルＳ．Ｋ　203号
債務者　木嶋　州代
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６０号
群馬県前橋市住吉町２丁目３番20―1006号　ライオンズプラザ
債務者　橋爪　信佳
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６１号
群馬県前橋市住吉町２丁目３番20―1006号　ライオンズプラザ
債務者　橋爪こずえ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７０号
群馬県伊勢崎市昭和町3737番地１
債務者　河野文治郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７１号
群馬県前橋市山王町２丁目23番地７
債務者　山口みゆき
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７４号
群馬県前橋市樋越町357番地９
債務者　井上　智則
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係